会　　　　　　　　　　　議

午前１０時　０分開会

○議長（土屋　忍君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成26年11月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、12番　増田　清君であります。

◎会期の決定

○議長（土屋　忍君）　日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より20日までの２日間といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋　忍君）　ご異議はないものと認めます。

よって、会期は２日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋　忍君）　次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、３番　伊藤英雄君と４番　土屋雄二君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（土屋　忍君）　次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

10月10日、第132回静岡県東部地区市議会議長会が御殿場市で開催され、私と副議長が出

席いたしました。

この議長会では、御殿場市提出の「小学校低学年児童への支援について」、伊豆市提出の「ふじのくに観光躍進基本計画に基づく観光振興について」及び当市提出の「伊豆縦貫自動車道の早期完成について」の議案を審議し、可決いたしました。この提出議案３件につきましては、10月30日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

また、次回の第133回静岡県東部地区市議会議長会の開催地を下田市に決定いたしました。

10月30日に、第147回静岡県市議会議長会定期総会が三島市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、野村　稔氏による「議長・副議長における諸問題について」をテーマとした講演会が行われ、次の会議では、会務報告の後、平成25年度会計決算認定及び平成26年度会計補正予算をそれぞれ認定、可決し、さきの東部地区市議会議長会で可決いたしました議案を含む４件の議案を審議の上、可決し、今後の取り扱いについては、会長市であります富士市に一任することにいたしました。

11月５日、全国温泉所在都市議会議長協議会の第85回役員会が東京で開催され、私が出席いたしました。この役員会では、会務報告と実行行動について審議し、役員会終了後、温泉所在都市に対する税財政措置等に関する要望書を、総務省、国土交通省等にて関係する大臣、衆議院及び参議院の議員に提出し、要望いたしました。

次に、表彰関係について申し上げます。

10月17日、平成26年度の「都道府県議会議員及び市区町村議会議員の総務大臣感謝状贈呈式」が東京で挙行され、大川敏雄議員が総務大臣感謝状を受けられましたので、報告いたします。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規により、お祝い金を贈呈いたしましたので、ご了承願います。

次に、姉妹都市訪問について申し上げます。

11月８日から９日までの２日間、私を団長として、議席番号が奇数の議員６名が山口県萩市を訪問し、「産業振興や防災などの諸課題について」の情報交換を初め、行政事情を視察するとともに、両市の交流を深めてまいりました。

11月16日、群馬県沼田市の市制施行60周年及び水道布設90周年記念式典が挙行され、私が出席いたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

10月７日、岡山県岡山市の議員１名が「海洋浴の郷・下田」及び「交流居住事業」について視察されました。

次に、市長より、地方自治法第180条第１項の規定に基づき「車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」が２件及び「門柱物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」の専決処分事件の報告３件があり、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました陳情等２件でございます。

静岡市駿河区泉町７－12－８、消費税廃止静岡県各界連絡会の大石秀之氏より送られてきました「消費税再増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書１件及び伊豆漁業協同組合、代表理事組合長　佐藤泰一氏より送られてきました「燃油税制にかかる特例措置に関する意見書」の提出を求める請願書１件の写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（鈴木　諭君）　朗読いたします。

下総庶第158号。平成26年11月19日。

下田市議会議長、土屋　忍様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成26年11月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成26年11月19日招集の平成26年11月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第45号　下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第46号　下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第47号　下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第48号　平成26年度下田市一般会計補正予算（第４号）、議第49号　平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）、議第50号　平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第２号）、議第51号　平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）、議第52号　平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議第53号　平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第２号）。

下総庶第159号。平成26年11月19日。

下田市議会議長、土屋　忍様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成26年11月下田市議会臨時会説明員について。

平成26年11月19日招集の平成26年11月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

市長　楠山俊介、副市長　糸賀秀穂、教育長　野田光男、企画財政課長　鈴木俊一、総務課長　稲葉一三雄、地域防災課長　大石哲也、上下水道課長　日吉金吾、市民保健課長　鈴木邦明。

以上でございます。

○議長（土屋　忍君）　以上で諸般の報告を終わります。

◎議第４５号～議第４７号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋　忍君）　次は、日程により、議第45号　下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第46号　下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第47号　下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上３件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君）　それでは、議第45号から議第47号までを一括してご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の１ページをお開き願います。

議第45号　下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案件名簿２ページから５ページの内容のとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、平成26年度の人事院勧告に基づき、職員の給料表の額及び勤勉手当の支給率の見直しをするとともに、あわせて勤務１時間当たりの給与額の算出方法の見直しを図るものでございます。

人事院は、本年８月７日に国会及び内閣に対し、平成26年度人事院勧告を、また静岡県人事委員会は10月17日に県議会及び知事に対し、平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。人事院勧告は、公務労働者における労働基本権制約の代償措置の根幹をなすものといたしまして、公務員給与が民間給与水準から乖離しないよう、労使関係の安定、効率的な行政運営を維持する上で必要なものであるという理由により、昭和23年から制度化されているものでございます。

平成26年度人事院勧告の骨子でございますが、本年は公務員と民間給与の比較におきまして、公務員の月例給、ボーナスのいずれも民間給与を下回っており、月例給につきましては、若年層に重点を置いて平均0.3%の引き上げ、また初任給を2,000円引き上げるとともに、ボーナスにおきましても、勤勉手当を0.15カ月引き上げるというのが主な内容で、この件に関しましては、職員組合との合意を得たところでございます。

また、通勤手当に関しましては、交通用具使用者の100円から7,100円までの幅での値上げが勧告されておりますが、使用距離区分が国と異なる等の理由から、未実施で組合と合意するとともに、平成27年度からの給与制度の総合的見直しのための改正原資を得るために勧告されました平成27年１月昇給の１号俸抑制につきましても、当市においては、地域手当がなく原資を必要としないため、未実施で合意いたしました。

また、平成27年４月１日を実施時期とする給与制度の総合的見直しに関する事項は、組合との継続交渉となっております。その主な内容でございますが、民間賃金水準の低い12県の官民較差と全国の較差との率の差、それらを踏まえまして、俸給表水準を平均２%引き下げ、さらに単身赴任手当の引き上げ、再任用や任期付職員の引き下げ等が主な内容となっております。

本市といたしましては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢のもと、これまで長い間培われてきました労使の慣行を尊重し、また堅持し、情勢適応の原則にも配慮した上で、職員給与の一部改正を行わせていただくものでございます。

給与改定の概要でございますが、条例改正関係等説明資料の１ページをご覧ください。

上段に記載してあります給料表関係でございます。

人事院勧告に基づきまして、平均0.3%引き上げるものです。初任給につきましては2,000円引き上げ、若年層においても同程度の改定となっております。また、年齢が上がるに従い改定率は低くなり、若年層と高齢層の格差を抑えるものとなっており、２級以上の一部の高位号俸につきましては改定しておりません。１級の改定率は0.86%、２級は0.26%、３級は0.14%、４級は0.27%、５級は0.27%、６級は0.28%の改定率となるものでございます。

次に、期末・勤勉手当でございますが、説明資料１ページの中段をご覧ください。

期末・勤勉手当につきましては、本年度12月支給分勤勉手当の支給月数を0.15カ月分引き上げ「0.825カ月」に改めるもので、これに伴いまして、期末・勤勉手当の年間支給割合は4.10月となるものでございます。

さらに、平成27年度以降の期末・勤勉手当につきましては、６月期及び12月期における勤

勉手当の支給月数を定めるため、一部改正条例の第２条におきまして、「0.75月」に改めるものでございます。

また、期末・勤勉手当の支給割合の経過と今回の改定案につきましては、１ページ下段の表を参考にしていただきたいと思います。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の２ページから13ページにかけてご説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の２ページ、３ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございまして、これ以後のページも同様でございます。

今回の条例改正の組み立て方につきましては、勤勉手当の配分調整がございまして、条例の施行日が異なる関係上、２条立てとさせていただいております。

まず、勤勉手当に関する改正でございますが、下田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというものでございまして、第19条第２項中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改めるものでございます。これによりまして、年間の期末・勤勉手当の支給率は「100分の395」が「100分の410」となるものでございます。

次に、別表給料表の改正でございますが、条例改正関係等説明資料の２ページから９ページにかけまして、別表給料表の改正前、改正後を記載しておりますが、アンダーラインの部分につきまして改めるものでございます。

給料表につきましては、１級は2,000円から1,200円の幅で、２級は1,900円から77号給の200円までの幅で、３級は1,500円から37号給の500円の幅で、４級は1,600円から88号給までの200円の幅で、５級は1,500円から88号給までの200円の幅、６級につきましては1,500円から98号給の200円の幅で引き上げるものでございます。

続きまして、一部改正条例の第２条関係でございますが、条例改正関係等説明資料の８ページ、９ページをお開きください。

第12条第１項につきましては、第16条が２項立てとなったため、「第16条」という記載を「第16条第１項」とするもので、同じく第２項中「退職」とありますものを字句修正をいたしまして、「、」を追加し「、退職」とするものでございます。

10ページから13ページまでの第13条の時間外勤務手当、第14条の休日勤務手当、第14条の２の夜間勤務手当につきましても、第16条が２項立てとなったため、「第16条」という記載を「第16条第２項」と改めるものでございます。

12ページ、13ページの第16条の勤務１時間当たりの給与額の算出、これは時間外手当の単価になりますが、そちらの改正でございますが、当市はこれまで国と同じ算出方法となっておりました。国家公務員と異なり、地方公務員は労働金準法が適用となります。そのため、今回の改正で労働基準法に基づく計算方法に改正するものでございます。

第16条第１項の規定は、職員が勤務しないとき、欠勤扱いとなるときですけれども、そのときの給与の減額単価を定めたものでございます。給料の月額及び地域手当の合計額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とするものでございます。

第16条第２項の規定は時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務１時間当たりの給与額を定めたもので、分子は第１項と同じでございますが、分母の年間の勤務時間から規則で定める時間を減じ、労働基準法に基づく計算方法とするものでございます。規則で定める時間は「祝日法による休日及び年末年始の休日の勤務時間数」となっておりますので、分母がおおむね147時間減ることとなります。したがいまして、平均時間外単価は現状に比べまして、200円程度の増額となるものでございます。

第19条第２項は、平成27年度以降の勤勉手当の支給率に係る改正でございます。今回の勤勉手当の支給割合の引き上げは、本年度につきましては、12月期分にまとめて改定したところです。平成27年度以降の勤勉手当につきましては、第19条第２項におきまして、先ほど第１条で改正した「100分の82.5」を「100分の75」に改め、６月期及び12月期における支給月数を「100分の75」とする旨の改正を行うものでございます。

それでは、議案件名簿５ページをお開きください。

附則でございますが、附則第１項は、この条例の施行期日を定めておりまして、この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成27年４月１日から施行するというものでございます。

附則第２項は、第１条の規定による改正後の下田市職員の給与に関する条例別表の規定は、平成26年４月１日から適用するという遡及適用をしたものでございます。

附則第３項は、改正前の規定で支給された給与は、内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

続きまして、議第46号　下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の６ページをお開きください。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の14ページをお開き願います。

改正の内容でございますが、本年度12月支給分勤勉手当の支給月数を0.05カ月引き上げ「0.375カ月」に改めるもので、これに伴いまして、期末・勤勉手当の年間支給割合は2.15月となるものでございます。

さらに、平成27年度以降の期末・勤勉手当につきましては、６月期及び12月期における勤勉手当の支給月数を定めるため、一部改正条例の第２条におきまして「0.35月」に改めるものでございます。また期末・勤勉手当の支給割合の経過につきましては、14ページ下段の表をご覧いただきたいと存じます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の15ページ、16ページでご説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が、今回改正させていただくところでございます。

本条例改正の組み立て方につきましても、勤勉手当の配分調整等がございまして、条例の施行日が異なる関係上、２条立てとさせていただいております。

第５条第３項は、再任用職員に対する勤勉手当の月数を規定しており、職員は「100分の82.5」に改め、再任用職員は「100分の37.5」に改めるものでございます。下田市職員の給与に関する条例第19条第２項では、職員の勤勉手当の総額の上限を規定しており、同項の適用を定めることにより、再任用職員の勤勉手当の月数を定めているところでございます。

また、平成27年度以降の勤勉手当につきましては、先ほど第１条で改正した「100分の82.5」を「100分の75」に改め、６月期及び12月期における再任用職員の支給月数を100分の35とする旨の改正を行うものでございます。

それでは、議案件名簿７ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行期日を定めておりまして、この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成27年４月１日から施行するというものでございます。

続きまして、議第47号　下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の８ページをお開きください。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の17ページをお開き願います。

改正の内容は、現行の給与表を改定案のとおり見直すとともに、本年度12月支給分期末手当の支給月数を0.15カ月分引き上げ「1.7カ月」に改めるもので、これに伴いまして、期末手当の年間支給割合は3.1月となるものでございます。

さらに、平成27年度以降の期末手当につきましては、６月期及び12月期における期末手当の支給月数を定めるため、一部改正条例の第２条におきまして「1.55月」に改めるものでございます。また期末手当の支給割合の経過につきましては、17ページ下段の表をご覧いただきたいと存じます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の18ページ、19ページでご説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

本条例改正の組み立て方につきましても、期末手当の配分調整等がございまして、条例の施行日が異なる関係上、２条立てとさせていただいております。

第６条第１項は、任期付職員の給料月額を１級から５級まで、2,000円から1,000円の幅でそれぞれ引き上げるものでございます。第７条第２項は、任期付職員に対する期末手当の月数を規定しており、本年12月期の支給月数の「100分の155」を「100分の170」に改めるものでございます。

なお、下田市職員の給与に関する条例第18条第２項では、職員の期末手当の支給月数を規定しており、同項の適用を定めることにより、任期付職員の期末手当の月数を定めているところでございます。

また、平成27年度以降の期末手当につきましては、６月期支給月数として「100分の140」を「100分の155」に、12月期支給分を先ほど第１条で改正いたしました「100分の170」を「100分の155」とする旨の改正を行うものでございます。

それでは、議案件名簿９ページをお開きください。

附則でございますが、附則第１項は、この条例の施行期日を定めておりまして、この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成27年４月１日から施行するというものでございます。

附則第２項は、第１条の規定による改正後の下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第６条第１項の給料月額は、平成26年４月１日から適用するという遡及適用を規定しているものでございます。

附則第３条は、改正前の規定で支給された給与は、内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第45号　下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第47号　下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋　忍君）　議第45号から議第47号までについて、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております３件について、一括質疑を許します。

大川敏雄君。

○１４番（大川敏雄君）　この案件は、私も総務文教委員会に所属しておりまして、あえて１点だけ、構造的な一つの制度上の課題があるんではなかろうかと、こういう視点から質問を１点させていただきたいと思います。

今回の人勧に伴う給料表の改正でございますが、この条例を改正することによって、一般会計、特別会計、企業会計、職員が244名で約2,000万の増額補正を今回一連でしているわけでありますけれども、特にこの資料の１、条例要旨というような資料をちょっと皆さん見てください。

この資料の給料表のほうですが、当市は若いグループの２、３級は、県や国と比較しまして大変低いんです。そして一方、勤続年数が多い職員については、５級、６級、これは国の、あるいは県、同じですが、下田市は高いわけです。これは一体どういう理由でこういう一つの改定率になっているのかということを、これは私も古い者ですから、いろいろ経過をある程度知っておりますが、まずこの差について、どういう根拠でこういう結果が出るのかというところを、ひとつ議会、あるいは市民の前に説明いただきたいと思います。

○議長（土屋　忍君）　総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君）　説明資料の改定率のことだと思いますけれども、この１級のところが0.86というふうに高いのは、これは初任給のところです。2,000円引き上げるというようなところで、１級のところは高くなってくるというようなところでございます。この表を見ていただきますと、大川議員がおっしゃっているのは、３級のところは0.14の改定率というようなことで、給料表自体に何らかのことはないですかというようなご質問だと思います。

この件に関しましては、国家公務員におきましては、技能労務職の職員は、その職務の性

格とか内容によりまして、一般職とは別の給料表を使っております。しかし、下田市におきましては、一般職と同じ給料表を適用しているというようなことが現状となっております。

したがいまして、この２級と３級、特に３級のほうにつきましては、現業職員の方が位置してくるというような現状がありまして、給料表を国は二本立てで行っておりますけれども、下田市はこの１本の中で、一般職と技能労務職をここで給与の額を決めているというところから、給与の改定をしていく中におきますと、どうしても３級のところがこういうふうな結果になってしまうというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（土屋　忍君）　大川敏雄君。

○１４番（大川敏雄君）　実は、２、３級がこういう改定率になるのは、今、課長から説明いただきましたように、一般行政職と技能労務職を、国は二本立てになっているんだけれども、下田市は１本の表にしているということが要因で、こういう数字になっていると。

それから、５級、６級は、これは下田市は独自表と。国や県は関係ない。独自表で改定率を決めているんで、給料表をつくっているんで、このような数値になっていると、こういうことであるわけです。これは今説明したとおりです。

そこで、はっきり申し上げて、２級、３級というのは、おおむね結婚適齢期の人だと。結婚適齢期で10年やそこら勤務している職員は、実は県と国と給料を比較すると低いと。そして20年選手以上は、逆に県や国の職員より高いと、こういう一つの結果が出ているんだろうと思います。

そこで下田市は、第５次下田市行政改革の大綱をつくっているわけですが、そのテーマとして、いわゆるこの給料表を見直そうと、こういう大綱の意向もあるし、あるいは周辺のまちとも十分比較しながら、もう一度給料表の抜本的な見直しが必要だということで、実は大綱の中では、23年、24年度で検討期間、25年から実施をしようと、こういうのが大綱の姿勢であります。

そこで、実務管理者の大責任である副市長。こういう構造的な課題に対して、当然組合との合意は必要でありますけれども、そういう現状があるわけです。これについて、いわゆる実務責任者として、この改革の、あるいは改定の一つの意思があるかどうかお尋ねします。

○議長（土屋　忍君）　副市長。

○副市長（糸賀秀穂君）　ただいまの大川議員のご質問でございますけれども、一般行政職につきまして、１級から６級までの制度となっておりますが、今ご質問のありました２級の職

についている職員というのは、大体主事とか技師、３級も同じように主事とか技師でございまして、全体の人数からいえば、２級で大体18％、３級で12％ぐらいの人数の割合になっております。結婚適齢期の職員がおおむねこれに該当するということでございます。

ご質問の一般行政職と技能労務職との給料表の見直しにつきましては、従来から、これは国・県のほうからも指導がございまして、これについて組合のほうとも交渉を重ねてきたところでございますけれども、なかなか合意形成ができないという状況が現在まで続いております。この辺につきましては、当然その給料表に国に準じた形で分けなければならないという必然的な合理性がそれはあるわけでございますので、その辺について、再度理解を求める形で粘り強く交渉していきたいと思いますし、改めて行革大綱の中にも位置づけてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋　忍君）　大川敏雄君。

３回目になります。

○１４番（大川敏雄君）　私は、今回なぜ本会議で質問したかというと、やっぱり市長もこういう課題について、やっぱり的確な現状認識が必要だと、こういう認識に立って質問をしているわけです。ぜひこれは、私の記憶では、いわゆる県か市のレベルを見ても、同じ時期に市になった湖西市なんかは、国の表をそっくり適用しております。そういうところがおおむね多いわけです。いわゆる下田市の給料表は、年功序列型賃金を確保すると。先ほど総務課長が説明したように、国や県の給料表は、この改定は若い人の改定率を高くして、そしてだんだん寝ていくと、こういうのが狙いなんです。

ところが、今その同じ率でも、下田市の改定は、年功序列でずっと上がっていくと、こういう形でなっているわけです。ご承知のとおり、消防組合は独立してやっておりますが、従前は下田市の給料を適用しているわけです。しかし今回独自にしました。そうすると、署長あたりは、もう今度級を上げてしまったわけです、対応できないから。そういう現象もこの近くにもありますし、周辺の町も、そして類似都市の県下の市もよく精査して、組合ともよく紳士的に話をして、そしてやっぱり適正な給料表をつくり変えると、こういうことが大事だと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（土屋　忍君）　ほかに質疑はありませんか。

伊藤英雄君。

○３番（伊藤英雄君）　46号の再任用と、47号の任期付職員について質問いたします。

それぞれ再任用、任期付職員、現状は何人ぐらいおいでになるのか。また再任用、任期付職員について、今後どのような方針で考えておられるのか。

○議長（土屋　忍君）　総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君）　人数でございますけれども、任期付は今おりません。再任用の職員が今２名います。

今後ですけれども、国のほうの指導としては、今後任期付というようなことを増やして対応していったらどうかと。要は臨時職員の増加というようなところもありまして、そういったような指導的なものが来ておりますけれども、現状、任期付の職員を、仕事がこの期限で終わるといったものがあったときには、そういったものも検討していく必要があると思いますけれども、来年度から任期付の職員を採用するとか、そういったような予定は、今ないのが現状でございます。

以上です。

○議長（土屋　忍君）　伊藤英雄君。

○３番（伊藤英雄君）　再任用は２名ということなんですけれども、職務的にはどのような職務なのかということと、再任用は今後増やしていく考えがあるのかどうか、再度お尋ねします。

○議長（土屋　忍君）　総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君）　再任用につきましては、業務としては運転手さんと調理師さんのほうが、今対応となっております。

こちら制度としては、そういう申し出をした人に対して、退職の関係が延びたということもあって、そういったような制度として持っておりますけれども、若い職員、これ当然定員のほうの関係もありまして、その辺が余り増えますと、今度新規採用職員のほうの数ということも影響してまいりますので、そういったことも考慮しながら、ただ、そういったところが増えればいいというようなことではないとは考えております。

ただ、制度としては、国のほうがこういった制度の運用ということは促しているのが現状ですけれども、下田市の今の職員の規模とか、そういう中でやっていきますと、また職員の年齢のところのちぐはぐなところが出てくるとか、新規職員がなかなか採用できないとかということにつながるというようなおそれがありますので、そういうのはトータルとして考えていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（土屋　忍君）　伊藤英雄君。

○３番（伊藤英雄君）　ご承知のように、国の法律では定年は65歳までと、こうなっておるわけです。民間では再雇用制度を使いながら、定年の実質的な延長を図っておると。下田市におかれましても、退職後、県の総合庁舎を初め、実質的には再就職されている方がかなりおいでになると。そういう中で下田市の場合、この再任用が非常に限られて、実質的には行われていないに等しいというありようでいいのかどうかという問題が１点。

それから、先ほど総務課長がおっしゃっておられましたように、職員を減らす、職員の定数、これについても、職員を減らしていけばいいのかということは大きな問題であろうかと思うんです。実質的にはまた個別に総務課長にお聞きしたいと思うんですが、正規職員が減っている一方では、臨時職員が増えてきていて、トータルでこの庁舎で働いている人間は減っていないというような現状があるんではないかと思うんです。それもまた大きな問題ではないのかというふうに考えておるんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（土屋　忍君）　総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君）　まず１点、この平成26年度、27年４月までの者は、今の定員適正化計画で採用も決めてありますけれども、今後28年度以降の定員適正化計画を策定していくことになります。その中で、今、伊藤議員がおっしゃったように、職務と関係なくただ減らすというのは、当然職員のほうの負担にもなりますし、職務が適正に行われていかないというようなことにもつながってまいりますので、その辺はこの定員適正化計画をつくる中で、職務の量とか業務量、そういったものも配慮した中で検討していこうというようなことで、内部では考えております。

また、国のほうにつきましても、定員適正化計画をつくることはしっかりつくりなさいと。ただ人を減らせばいいというものではないというようなことも言われております。ただその最後には、国のほうも安易な人員の増を認めているわけではないですよということですので、やはり業務量というものをつかんだ中で、職員がどの程度必要なのかということはやっていく必要があると認識しております。

それと、臨時職員の件でございますけれども、職員数はかなり減ってまいりましたけれども、今、伊藤議員がおっしゃるように、平成17年から26年までのこの10年間ぐらいで、特に現業のほうを不補充という形で、その辺が減った経過がありますけれども、臨時と正規の職員あわせて考えますと、減は４人となっています。一般事務職のほうは、平成17年度と比較してもそんなに大きくは減ってはおりませんけれども、特に臨時のほうで新たな職務が発生

した中で、そこの分を臨時で見ることは、あと現業の不補充の中で、その辺のところを臨時で替えていったというような、この10年間の経過というものはあります。一番職員が多かったときが354名ぐらいいたんですが、それから比べますと約100名減っているという状況です。平成17年からのことは、先ほど言いましたように臨時とトータルしますと４名減というぐらいの話です。ですから現状としては、職員は減ったと言っているけれども、臨時と合わせればそんな大きく減ってはいない。

ただ、その間にいろいろ仕事が増えた分もありますので、そういった面ではかなり実態としては、少数精鋭と前々から言っておりますけれども、少ない人数で職務をこなしているという現状になっていると認識しております。

以上です。

○議長（土屋　忍君）　ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○７番（沢登英信君）　久しぶりに人事院勧告で引き上げ勧告が出されて、この議案に賛意をまず表するものでありますが、大川議員が先ほどこの給料表には問題があると、改善をしろと、こういうご質問をされて、特に３級の部分に、一般職と技能職という言い方をされましたけれども、恐らく現業職ということではないかと思うんですが、そういう表になっていて、具体的に問題点があるのかと、現状の中で。この点をまずお聞きしたいと。

むしろ、市の仕事は職員個人がやるというよりも、個人の責任の部分もありますが、多くはチームで協力し合って仕事を進めていくと。公務の仕事というのは、本来そういうものであろうと思います。現業職の仕事なくして市の仕事は進まないというのも現実ではないかと思うわけです。

こういう経過の中で、独自表なるものが形成されてきたと。それを評価せずにこれはおかしいという議論のほうが、私は問題だと、おかしいんだと、こう思うわけです。おかしいと言うなら、現実の中で具体的にどこがどうおかしいのか。そんな事例は具体的に私は挙がっていないと。むしろこのチームが崩れて個人に仕事が押しつけられたときに、大変な事態が起きていると、自ら命を絶つという大変な事態が起きていると、こういうことではないかと思うわけです。

この現状を見ずして、給与を下げよとか、あるいは定員を削減しろというような意見というのは、議会としても、現実の中で反省しなければならない具体的な大変な事件が起きている、こういう認識が私は必要だと思いますが、その点についてもあわせてお尋ねをしたいと

思います。

○議長（土屋　忍君）　総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君）　給料表の問題ですけれども、現在、国のほうが２つの表を使っているということで、そういう指導はしているという事実はあります。ただ独自表につきましては、基本的に労使の交渉というのがこれまで当然長い間あったわけでございまして、これまでの積み重ねた労使交渉の結果ということもありますので、これを、そういった指導があるからすぐどうすると。確かに行革の大綱には載っておりますけれども、それは当然、先ほど副市長からもありましたように、組合と十分協議をしながら進めていくということでございまして、これが今までの労使交渉の結果を何も否定するといったものではないというふうに理解していただきたいと思います。今後も職員組合とは真摯な交渉を続けていくというようなことでやってまいりたいというふうに考えております。

定員定数の削減の件ですけれども、定員計画、先ほども今までは削減ということがやっぱり大きな行革の課題というふうになっておりましたけれども、これで切れますので、それからつくるものについては、あくまでも定員適正化ということで、何しろ何でもかんでも減らせばいいというふうには考えておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

職務に関しましては、個人の資質ですとか能力、それはいろいろなものがあると思いますけれども、先ほど沢登議員のお話にもありましたように、やはりチームで協力してカバーし合うと。何かあったらお互いがお互いのことをカバーし合うと。そういった、仲間のためにも頑張って、市民のために頑張るというのが基本だと考えておりますので、そういったことも職員の中に十分周知しながら、いいチーム、いい市役所をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋　忍君）　ほかにありませんか。

鈴木　敬君。

○５番（鈴木　敬君）　今回の条例改正は、人事院勧告に基づくものでありますので、おおむねやむを得ないものなのかなというふうな思いはしますが、その中でも一、二点ちょっとお聞きしたいことがあるんですが、人事院勧告の根拠となるものが、公務員と、あと民間企業との給料の較差があるので、そこを何とか埋めようというふうなところが大きな理由だと思いますが、その民間企業というのは何を指すのか。国レベル、あと地方、下田市のレベル、下田市の公務員の給与、下田市の民間企業の給与水準。そこら辺、どのような形で、民間企業との給与の較差ということが、今回の下田市の給与の改正に反映されているのかというの

が１点。

もう１点、現在の下田市のラスパイレス指数というのは幾つなんですか。またこれが今回の人事院勧告に基づく改正によって、何らかの形では数字に影響があるのかどうなのか、そこら辺についてお聞かせください。

○議長（土屋　忍君）　総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君）　今回の民間給与、人事院勧告がどのような勧告を行ったかということでございますけれども、国のほうでは、平成26年４月時点の職種別民間企業の実態調査というのを行っております。こちらは４月現在の民間企業ということでして、調査対象といたしましては、これ国全体のことになりますけれども、全産業の企業規模の50人以上、かつ事業所規模も50人以上という全国の民間事業所の５万5,047事業所を対象としております。調査対象の抽出方法でございますけれども、こちらは都道府県別に組織、規模、産業等により種別をしまして、その中から抽出して、内容としては実地調査を行っているということでございます。なおその中で、臨時の従業員とか役員は除外して集計しているというような内容となっております。

下田市におきましては、人事院のそういったような勧告を準拠するというような形でこれまでもやってきておりまして、特に下田市が下田市内のそういった調査をしたということはありませんで、こういった国とか県の人事院の勧告に準拠しているということが現状でございます。

ラスパイレス指数ですけれども、平成25年度の４月１日時点のラスパイは106と。これは国のほうが削減をしたということで上がったわけですけれども、下田市も途中で給与減額したということがありまして、昨年の11月１日現在では99.8となっています。今回の給与を上げることによってラスパイがどうなるのかということなんですけれども、100を超えることはないというふうに試算しておりますけれども、国のほうから正式に下田のラスパイは幾つですというのはまだ来ておりませんけれども、逆に100には行かないんですけれども、若干下がるのではないかと思っています。まだ数字が来ておりませんので正確なことは言えませんけれども、下がるというふうに考えております。

○議長（土屋　忍君）　鈴木　敬君。

○５番（鈴木　敬君）　民間企業との給与の格差というふうなことの基準となるのが、民間50人以上の事業所、国レベルで。そういうふうなところとの平均した民間企業の給与水準との、あと公務員との差がどのくらいあるかと、それを埋めていくというのが人事院勧告だという

ふうに理解しますが、しかし下田市に限っていえば、50人以上の事業所というのは今ほとんどないわけです。あっても１つ、２つぐらいしかなくて、一番大きな企業といえる一番人数が多いのは市役所であるんですが、ほとんど50人以上の事業所がないという現状が今あります。

もう１点、それにもかかわらずというのか、50人以下の事業所も今すごい勢いで事業所の数が減ってきているというふうな、そういうふうな下田市の経済の現状というものがあります。職員の給与は高過ぎる、低過ぎるというような思いがいろいろあるとは思いますが、そこら辺の市民感情等々のことも考えなくてはいけないというふうな思いもいろいろあります。そこら辺のところで、下田市もこのように給与改定することにおいては、下田市の企業の平均給与水準というものも一つ参考にする必要があるのではないかと思いますが、そういうふうな独自の下田市の民間企業の給与水準を下田市として調査する、そういう数字を得るというふうなことはしているのでしょうか。

○議長（土屋　忍君）　総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君）　下田市として独自の調査はしておりません。要するに、職員の給与を決めるためということで独自の調査はしておりません。また現実的にはちょっと困難であるとは思っておるんですけれども、県内でほとんどの市町において、人事委員会を設けているというところは、県、それとあと政令市、そういったようなところでは、独自調査の中で民間と公務員給与の格差について実態調査をしているということでございますが、なかなか中小の自治体においては作業が困難であるというふうに考えております。

そういったことで、これまで人事院勧告に準拠した取り扱いで対応させていただいてきたというのが実態ですので、その辺はちょっとご理解いただきたいというふうに思います。現状、下田の中の経済の状況が厳しいということを、私どもも理解していないわけではありませんけれども、基本的には準拠という形で取り扱いをしているということでございます。

人事院というものは、そういった権限とか法的な根拠とかというものが定められているところですので、そういったところの勧告に従ってそれぞれやっていくということは支障ないと思うんですけれども、下田市が給与の実態調査を仮にしたといたしまして、それを職員の給与にそのままはめていいのか、それはまた議論を要するところだと思います。当然公務員というものは職種がありますので、その職種としての近隣市町とか、そういった均衡というか、そういったものも必要になると思いますし、単に下田市内の事業所を調べて、それを給与に反映させるというのはかなり難しいと。それとそれが適正かどうか、職種的にどうして

いいのか、またこれから採用とかしていく中で、それが他市町と比べて極端な場合、それがふさわしいのかという難しいこともありますので、給与に反映させるという意味の調査というのは考えておりません。

ただ、市内の経済の状況を調べるためにそういったことが必要ではないかというのは、また別の議論として必要かどうかということにはなると思いますけれども、今職員の給与を決めるのに市内の調査が必要かどうかというときには、なかなか難しいと。別途、経済活性化とか何かのために、そういうデータが必要だということの調査ということと、またちょっと別扱いになるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（土屋　忍君）　鈴木　敬君。

○５番（鈴木　敬君）　私も、何も職員の給与を上げてはいかんとか、下田市の経済レベルに合わせて下げろとかというふうなことは言うつもりはありません。ただ、やはりそういうふうなことを考える上においては、下田市の現状というものをしっかり考えていってほしいと思います。

また、今安倍政権がやっているアベノミクスにおいても、給与を上げていくということが消費の拡大につながるというふうなことを言っております。民間企業がそれだけの力がないときに、自治体公務員レベルで給与を幾らかでもよくして、民間企業の給料の引き上げにも刺激になっていければいいと、そういうふうには思いますが、しかしながら、やはりこれだけ下田市の経済が冷え込んでいるという現状を見たときには、やはりそこら辺のところにも、一定の考慮、配慮をしていただきたいというふうな思いを強く言って、質問を終わります。

○議長（土屋　忍君）　ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第45号議案から議第47号議案までは、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前１１時　５分休憩

午前１１時１５分再開

○議長（土屋　忍君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第４８号～議第５３号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋　忍君）　次は、日程により、議第48号　平成26年度下田市一般会計補正予算（第４号）、議第49号　平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）、議第50号　平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第２号）、議第51号　平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）、議第52号　平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議第53号　平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第２号）、以上６件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君）　それでは、議第48号から議第53号までの各補正予算につきまして、一括してご説明いたしますので、お手元の補正予算書と補正予算の概要をご用意願います。

補正予算書につきましては、あさぎ色のものが水道事業会計を除く一般会計となっており、水色のものが水道事業会計となっております。また補正予算の概要につきましては、あさぎ色のものに全会計分の記載となっております。

今回の各会計の補正でございますけれども、議第45号でご説明いたしました職員の給与に関する条例の一部改正、これに伴う補正でございます。

補正予算書の１ページをお開きください。

まず、議第48号　平成26年度下田市一般会計補正予算（第４号）についてご説明いたします。

第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、第１項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億5,720万3,000円とするものでございます。第２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書の２ページから４ページ、記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりまして説明申し上げます。

続いて、補正予算書の81ページをお開きください。

議第49号　平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）でございます。

第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、第１項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億726万6,000円と

するものでございます。第２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書の82ページから83ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の99ページをお開きください。

議第50号　平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第２号）でございます。

第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、第１項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億3,255万1,000円とするものでございます。第２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書の100ページから101ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の119ページをお開きください。

議第51号　平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）でございます。

第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、第１項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億1,938万7,000円とするものでございます。第２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書の120ページから121ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の135ページをお開きください。

議第52号　平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

第１条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区部分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳出予算の金額は、第１表歳出予算補正によるということで、補正予算書の136ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

続きまして、水道事業会計でございますが、水色の補正予算書をご用意ください。

まず、１ページ目の議第53号　平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第２号）は、今回の人勧に伴います所要額として、３条に記載の92万9,000円、４条に記載の15万4,000円の合計108万3,000円の増額補正をするものであり、このことから、第５条により職員給与費を

１億334万3,000円から１億442万6,000円に改めるものでございます。

７ページ、８ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

こちらにおきましては、給与費等欄のとおり、報酬で８万8,000円、賃金で505万7,000円の合計514万5,000円が記載されておりまして、これを差し引きますと、今回の職員給与費は9,819万8,000円を9,928万1,000円に改めることになります。内容につきましては、後ほど補正予算の概要にてご説明を申し上げます。

それでは、補正予算の内容について、改めて補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要、２ページ、３ページをお開きください。

一般会計の歳入でございます。

総務課関係としまして、20款４項４目20節雑入23万8,000円の増額は、補正内容等欄記載の派遣職員給与の改定分の受け入れ金でございます。

４ページ、５ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出につきましては、４ページから９ページにかけて、事業別に今回の給与改定に係る所要額を記載してございます。総額の内容については、後ほど説明させていただきます。

企画財政課関係としましては、12款１項１目予備費1,993万7,000円の減額は、今回の補正の財源でございます。

下から２行目の地域防災課関係の８款１項１目5800下田地区消防組合負担事務142万1,000円の増額は、給与改定に係る所要額の下田市負担分でございます。

６ページ、７ページをお開きください。

市民保健課関係、３款７項１目1901国民健康保険会計繰出金41万8,000円、３款８項１目1950介護保険会計繰出金44万9,000円、３款９項１目1965後期高齢者医療会計繰出金14万8,000円、これらの増額は、給与改定に係る職員人件費分の一般会計からの繰出金でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計の歳入でございます。

９款１項１目２節事務費等繰入金41万8,000円の増額は、給与改定に係る職員人件費分の一般会計からの繰入金でございます。

歳出でございますが、表に記載の事業に措置されています職員の給与改定の所要額でござ

います。

12ページ、13ページをお開きください。

介護保険特別会計の歳入でございます。

介護保険特別会計において措置されております地域支援事業の包括的支援任意事業に係る職員人件費につきまして、国・県の交付金が措置され、今回の給与改定分について国が約５分の２として13万7,000円を、県が約５分の１として６万9,000円を交付し、市が県と同額約５分の１として６万9,000円を負担し、残りを保険料で賄うということになっておりまして、その分につきましては予備費で対応するということとなっているものでございます。地域支援事業以外の職員給与改定分は一般会計の負担するところとなり、38万円を繰り出すものとなってございます。

歳出でございます。

表に記載の事業に措置されています職員の給与改定の所要額でございます。補正額は65万5,000円となっていますが、予備費を財源として充てている関係で、予備費を超えますと改定に伴う所要額が72万8,000円となるものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳入でございます。

３款１項１目１節事務費等繰入金14万8,000円の増額は、給与改定分に係る一般会計からの繰入金でございます。

歳出でございますが、表に記載の事業に措置されています職員の給与改定の所要額でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

下水道事業特別会計は、歳出予算の補正でございます。

歳出でございますが、表に記載の事業に措置されています職員の給与改定の所要額で、補正財源は予備費でございます。

18ページ、19ページをお開きください。

水道事業会計の補正予算でございます。

１の収益的支出に措置されています職員の給与改定の所要額は92万9,000円でございます。２の資本的支出に措置されています職員の給与改定の所要額は15万4,000円でございます。給与改定に係る所要額の合計は108万3,000円で、収益的支出におきましては純利益を減額し、資本的支出においては補填財源に減債積立金を充てるものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

今回の給与改定に係る所要額等の会計別の一覧表でございます。

まず、最上段の一般会計でございますが、対象職員213名分の人件費で、給与改定に伴う分が給料で320万1,000円の追加、職員手当で1,177万5,000円の追加、共済費で274万円の追加、退職手当負担金で２万3,000円の追加となりまして、一般会計としましては1,773万9,000円の追加となるものであります。この財源の手当といたしましては、雑入の23万8,000円及び予備費で1,750万1,000円の充用により対応するものでございます。

２段目の国民健康保険事業特別会計でございますが、対象職員５名分の人件費で、給与改定に伴う分が給料で９万5,000円の追加、職員手当で26万2,000円の追加、共済費で６万1,000円の追加で、国民健康保険事業特別会計としましては41万8,000円の追加となるものでございます。この財源の手当てといたしましては、一般会計からの繰り入れを全額追加することにより対応するものでございます。

３段目の介護保険特別会計でございますが、対象職員９名分の人件費で、給与改定に伴う分が給料で17万円の追加、職員手当で44万6,000円の追加、共済費で11万2,000円の追加で、介護保険特別会計としましては72万8,000円の追加となるものでございます。

この財源の手当てとしましては、地域支援事業交付金等により国庫補助金が13万7,000円、県の補助金が６万9,000円追加されまして、残につきましては一般会計からの繰り入れ44万9,000円を追加するとともに、予備費から７万3,000円を措置することにより対応するものとなってございます。

４段目の後期高齢者医療特別会計でございますが、対象職員２名分の人件費で、給与改定に伴う分が給料で４万3,000円の追加、職員手当で８万3,000円の追加、共済費で２万2,000円の追加で、後期高齢者医療特別会計としては14万8,000円の追加となるものでございます。この財源の手当といたしましては、一般会計からの繰り入れを14万8,000円追加することにより対応するものでございます。

５段目の下水道事業特別会計でございますが、対象職員４名分の人件費で、給与改定に伴う分が給料で７万3,000円の追加、職員手当で22万4,000円の追加、共済費で５万4,000円の追加で、下水道事業特別会計では35万1,000円の追加となるものであり、この財源を予備費で調整するものでございます。

６段目の水道事業会計は、対象職員が12名分の人件費で、給与改定に伴う分が給料で18万7,000円の追加、職員手当で73万1,000円の追加、共済費で16万5,000円の追加で、水道事業

会計としましては108万3,000円の追加となるものでございます。財源の手当てとしましては、第３条の収益的収支におきましては、当年度純利益92万9,000円の減額、第４条におきましては、減債積立金から15万4,000円を補填するというものでございます。

合計で、一般職245名分の人件費としまして、給料で376万9,000円の追加、職員手当で1,352万1,000円の追加、共済費で315万4,000円の追加、退職手当組合負担金で２万3,000円の追加となりまして、合計2,046万7,000円の追加となるというものでございます。

以上で議第48号から議第53号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

〇議長（土屋　忍君）　議第48号から議第53号までについて、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております６件について、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（土屋　忍君）　質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第48号議案から議第53号議案までは、総務文教委員会に付託いたします。

〇議長（土屋　忍君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

これより委員会審査をお願いし、明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前１１時３１分散会